

(平成31年3月1日)

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<イベント情報>

1 建設業のための「働き方改革関連法のセミナー」を開催します

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行～

働き方改革関連法でどのように制度が変わるのか、そして、制度改正をチャンスと捉え、建設業としての成長につなぐためにはどうすればよいのかなど、経営層の皆さまに向けた内容のセミナーを開催します。

日時 平成31年3月7日(木) 14:00～16:30

会場 幕張勤労市民プラザ 多目的室
千葉市美浜区若葉3-1-8

対象者 千葉市建設業協会、千葉電設協会、千葉設備協会、千葉市造園緑化協同組合の会員事業主または下請事業主の方

定員 120名 参加費無料



第1部 「働き方改革関連法」制度説明

「改正労働基準法等について」

(千葉労働局 労働基準部 監督課)

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワークライフバランス」を実現するために必要なことをお伝えします！

パートタイム・有期雇用労働法等について

(千葉労働局 雇用環境・均等室)

同一企業内の正規と非正規との間にある不合理な待遇の差をなくし、従業員がどのような雇用形態を選択しても納得できる会社にしましょう！

第2部 セミナー

よくわかる！一般求人募集・新卒採用の秘訣

(ハローワークちば)

より良い人材の確保のために、「応募したくなる求人」を目指しましょう！

主催：千葉市、千葉労働局、千葉市勤労市民プラザ

担当：雇用環境・均等室 (太田・山本) 電話：043-306-1860

<イベント情報>

2 「働き方改革関連法」のセミナーを開催しました（再掲）

働き方改革関連法の正しい理解と、「働き方改革」による魅力ある職場づくりを支援するため、「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」の主催によるセミナーを千葉県内10か所で開催し、合計で188社230人の参加がありました。

内容

- 1 働き方改革関連法の説明
- 2 労働関係助成金の活用等
- 3 働き方改革推進支援センターの活用
- 4 公正な採用選考について
- 5 個別相談コーナーによるアドバイス

1月21日(月)	13:30～15:30	習志野商工会議所 3F大会議室	(参加 17社 24名)
1月25日(金)	13:30～15:30	茂原商工会議所 2F大会議室	(参加 12社 12名)
1月28日(月)	13:30～15:30	館山商工会議所 2F大ホール	(参加 10社 10名)
1月30日(水)	13:30～15:30	旭市商工会 3F大研修室	(参加 20社 24名)
2月 4日(月)	13:30～15:30	市川商工会議所 3F大ホール	(参加 38社 45名)
2月 5日(火)	13:30～15:30	袖ヶ浦市商工会 2F中会議室	(参加 15社 17名)
2月 6日(水)	13:30～15:30	いすみ市商工会 1F研修室	(参加 6社 8名)
2月 7日(木)	13:30～15:30	東金商工会議所(東金商工会館)1F大ホール	(参加 24社 32名)
2月12日(火)	13:30～15:30	柏商工会議所 3F302会議室	(参加 21社 28名)
2月13日(水)	13:30～15:30	成田商工会議所 1F大会議室	(参加 25社 30名)

参加状況を更新しました



1月21日(月) 習志野商工会議所



1月30日(水) 旭市商工会



2月13日(水) 成田商工会議所

「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」とは・・・

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、国、県、労使団体及び金融機関の関係者が連携して取り組むことを目的として設置されたものです。

【参画機関(団体)】 千葉県 (一社)千葉県経営者協会 千葉県社会保険労務士会 (株)千葉銀行
 千葉市 千葉県中小企業団体中央会 千葉県税理士会 千葉信用金庫
 千葉県市長会 (一社)千葉県商工会議所連合会 (公財)千葉県産業振興センター
 千葉県町村会 千葉県商工会連合会 (独)労働者健康安全機構千葉県産業保健総合支援センター
 関東経済産業局 日本労働組合総連合会千葉県連合会 千葉働き方改革推進支援センター
 千葉労働局

担当：雇用環境・均等室（太田・山本） 電話：043-306-1860

建設業
のための

働き方改革関連法セミナー



2019年3月7日(木)
14:00~16:30

@幕張勤労市民プラザ 多目的室

対象

千葉市建設業協会、千葉電設協会、
千葉設備協会、千葉市造園緑化協同組合
の会員事業主または下請事業主の方

参加費

無料

定員

120名

ニュースで毎日のように耳にする「働き方改革関連法」が2019年4月から施行されます。

時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得など、企業に大きな変化がある一方で、「よく分からない」という経営者の声も多く耳にします。

働き方改革関連法でどのように制度が変わるのか、そして、制度改正をチャンスと捉え、建設業としての成長につなぐためにはどうすればよいのかなど、経営層の皆さまに向けた内容のセミナーを開催します。

第1部 「働き方改革関連法」制度説明

「改正労働基準法等について」

(千葉労働局 労働基準部 監督課)

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワークライフバランス」を実現するために必要なことをお伝えします！

パートタイム・有期雇用労働法等について

(千葉労働局 雇用環境・均等室)

同一企業内の正規と非正規との間にある不合理な待遇の差をなくし、従業員がどのような雇用形態を選択しても納得できる会社にしましょう！

第2部 セミナー

よくわかる！一般求人募集・新卒採用の秘訣

(ハローワークちば)

より良い人材の確保のために、「応募したくなる求人」を目指しましょう！



こんな方にオススメ！

- 「働き方改革関連法」の制度がよく分からない
- どのように働き方改革をしたらよいか分からない
- 人手不足でいつも困っている
- 求職者や若者に選ばれる会社になりたい
- 社員が働きやすい職場づくりをしたい
- 働き方改革に少しずつ取り組んでるけど、どのようにPRしたらよいか分からない
- 求人を出しているけど、反応がない
- 労基署の検査が不安 など



▶ 申込み方法は裏面にございます。

主催：千葉市・千葉労働局・千葉市勤労市民プラザ

FAX送信票（参加申込書）

※送付状不要です。

千葉市雇用推進課 行 FAX 043-245-5669 【申込締切日2月21日(木)】

事業所名		
所在地	〒	
電話番号		
参加者	役職	氏名
所属団体	・千葉市建設業協会 ・千葉電設協会 ・千葉設備協会 ・千葉市造園緑化協同組合 ・その他 (所属の団体を○で囲ってください)	
備考	(運営者への連絡事項や、特にセミナーで聞きたいことなどがありましたら、ご記入ください)	

FAXをご利用の方は上記参加申込書の必要事項をご記入のうえして送信ください。

Eメールでのお申し込みは、上記参加申込書の必要事項をメール本文に記入のうえ次のアドレスに送信してください。【Email : koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp】

※申込み受付の連絡はございません。定員に達して受講できない場合にのみ、ご連絡いたします。

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本セミナーに係る参加者の確認、開催に関する連絡、各種情報提供の目的にのみ使用いたします。



幕張勤労市民プラザ

〒261-0014
千葉市美浜区若葉3-1-8

◇ JR海浜幕張駅より 徒歩13分

◇ 駐車場80台

【問合せ・連絡先】

千葉市経済部雇用推進課

担当：小木曾（こぎぞ）

TEL：043-245-5278